

陳情第 2 2 3 号	受理年月日	令和 6 年 1 2 月 3 日
付託委員会	教育文化委員会	
件名	旧門司駅遺構の調査保存に関して、文化財保護法にのっとり市・県・文化庁間の届出、通知、協議、勧告等の内容について、市民と市議会に詳しく説明すること、並びに市議会はそれを基にして審議を尽くすことについて	
<p>要 旨</p> <p>武内市長は、先月11日の記者会見で、市民の安心安全を守り門司の遺構の記憶をつなぐ「5つの方策」を発表し、それに関連する予算議案を令和6年12月定例会に提案している。</p> <p>しかし、これまで市は、上記遺構に関する文化財保護法にのっとり、市・県・文化庁間で行われた届出、通知、協議、勧告等の内容について、市民と市議会に対して、詳しく分かりやすい情報提供と情報公開をほとんどしないで来ている。また、市民に対する当該遺構の説明についても同様である。(門司区以外での説明会なし、門司区では配布資料なし)</p> <p>市・県・文化庁は、今年の7月11日に文化庁において三者で会合しているが、その記録が三者で大きく異なっており、市の復命書では重要部分が欠落している。</p> <p>文化庁の記録には、「今回の案件について、特に前半部分において情報をオープンにする意識が薄かったため、マスコミなどを通じて市民や有識者等の誤解を招いた。その反省を踏まえ、数か月前から情報提供や情報公開を行っている。(都市ブランド創造局長)」と記述されている。</p> <p>また、その記録では、「有識者との意見交換は実施しているか。」についての都市ブランド創造局長と文化庁文化財第二課課長補佐及び埋蔵文化財部門主任文化財調査官との協議内容が黒塗りにされている。</p> <p>文化財保護法第94条第1項は、「(発掘者である北九州市は、)発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官(県教委代行)にその旨を通知しなければならない。」、同条第2項は、「文化庁長官(県教委代行)は、埋蔵文化財の保護上特に必要があるときは、事業計画の</p>		

策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる」、同条第3項は、「市は、事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官（県教委代行）に協議しなければならない。」、同条第4項は、「文化庁長官（県教委代行）は、事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。」と定めている。

同法第97条第1項は、「(発掘者である市が) 遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官（県教委代行）に通知しなければならない。」とし、同条第2項は、「前項の通知を受けた場合において、遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、市に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。」、同条第3項は、「市は文化庁長官（県教委代行）に協議しなければならない。」、また、同条第4項は、「文化庁長官（県教委代行）は、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。」と定めている。（注：法施行令第5条本文の規定により、文化庁長官の権限に属する事務は、原則、都道府県の教育委員会が行うこととされている。）

しかし、法施行令第5条ただし書きでは、「我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らが行うことを妨げない。」と規定されている。

旧門司駅遺構は、どのような文化財保護法の規定が適用されて調査保存されようとしているのか。世界も注目している。関係する予算もばく大である。市民も市議会も知る必要がある。そして、両者ともに文化財保護制度に疎い。詳しいのは、市当局だけである。市・県・文化庁間のやり取りの内容を易しく理解できるように説明してほしい。また、旧門司駅遺構について、各区で説明会を開いてほしい。

市議会は、よく理解し納得した上で、旧門司駅遺構に関する予算案を審議されたい。